1 = 2,711·1 = 7.E = =	利型 住宅ローン】		とぴあ浜松農業協同組合					
商品名	JA住宅ローン(一般型)	J A住宅ローン(100%応援型)	JA住宅ローン(借換応援型)					
	ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とします。							
お使いみち	①住宅の新築・増改築・改装・補係 ②新築住宅(土地付住宅および分割 ③中古住宅(土地付住宅および分割 ④建替え・住替えに伴う既往住宅に	①現在、他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換資金(借換対象住宅にかかる既往リフォーム資金の借換も含む。)とま						
	⑤土地の購入(5年以内に新築し居住する予定があること。)。 ⑥駐車場用地の購入(事業用は不可とし、住宅の隣地に限る。)。 ⑦他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改装・補修。 ⑧上記①~⑦の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)。 ⑨①~⑧に付随して発生する一切の費用。	⑤土地の購入(2年以内に新築し居住する予定があること。)。 ⑥①~⑤の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)。 ⑦上記①~⑥に付随して発生する費用。	借換えに伴う諸費用。 ②お借換えとあわせた増改築・改装・補修資金と付随して発生する諸費用。 ③上記①・②の借入とあわせた金融機関等から借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)と借換に伴う諸費用。					
ご利用いただ ける方	・当JA地区内に在住または在勤の方で当JAの組合員の方。 (新たに組合員になる場合には、当JA所定の出資金をお預かりさせていただきます。) ・貸付実行時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終ご返済時の年齢が満 80 歳未満の方。 なお、最終ご返済時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の満 18 歳以上の子を連帯債務者とすることによりお借入れが可能となります。 ・前年度税込年収が 150 万円以上 ある方(自営業者の方は前年度 税引前所得とします)。 ・前年度税込年収が 300 万円以上ある方。ただし、自営業者の方は造る方(自営業者の方は前年度 の方を連帯債務者として1年以上ある方(お取引内容等その他条については、当JA窓口にご確認ください)。なお、同居される配信の方を連帯債務者とし所得合算される場合は、ご本人もしくは配信の方どちらか一方の所得が 250 万円以上であり、合算後の所得が元万円以上である方。 ・当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ・団体信用生命共済(保険)に加入できる方(共済(保険)掛金はJAが負担します。)。 ・その他当JAが定める条件を満たしている方。 ・連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。							

令和7年4月1日現在 とぴあ浜松農業協同組合

- ・10万円以上 20,000万円以内とし、1万円単位とします。原則として所要金額の 85%以内かつ担保価格の範囲内であることとします。
- ・10 万円以上 20,000 万円以内とし、 1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前 年度的3 年収(自営業の末は前年

ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業の方は前年度税引前所得)に対する割合が当 JAの定める範囲内であり、所要資金およびJA所定の担保評価額に消費税、保証料、諸費用等を加えた範囲内とします。

・10 万円以上 20,000 万円以内と し、1 万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の 前年度税込年収(自営業の方は 前年度税引前所得)に対する割 合が当 J Aの定める範囲内、所 要資金の範囲内とします。

お借入金額

- ・建替え・住替え案件の場合、既往住宅ローン残債務の加算上限額は、 700万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、 既往住宅ローン残債務の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算 する既往住宅ローン残債務は、住宅取得資金に対する借入金額の2分 の1以下とします。
- ・建替え・住替え案件でおまとめ住宅ローン対応を行う場合、既往住宅 ローン残債務とおまとめ分を合算して 700 万円以内とし、住宅取得資 金に対する借入金額の 2 分の 1 以下とします。
- ・年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税引前所得)に対する割合が当JAの定め る範囲内とします。
- ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、700万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的型ローン等の総額は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下とします。
- ※毎月返済の場合は、ボーナス併用返済が可能です。

なお、ボーナス返済分のお借入金額は、お借入金額全体の50%以内(1万円単位)とします。

※その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。

お借入期間

- ・据置期間を含め3年以上50年 以内とし、1か月単位とします。 ただし、他金融機関からの借入 中の住宅資金の借換の場合、借 入期間は原則として現在お借 入中の住宅資金の残存期間内 とし、据置期間の設定はできま せん。
- ・据置期間を含め3年以上50年以内 とし、1か月単位とします。
- ・3年以上 40年以内とし、1か月 単位とします。

ただし、原則として現在他金融 機関からお借入中の住宅資金 の残存期間内とします。

- ・建替え・住替え案件の場合、借入期間は、新たにお借入れいただく住 宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。
- ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンにおける貸付期間の範囲内とします。なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

商品概要説明書

【全期間固定金利型 住宅ローン】

・固定金利型です。当 ・詳細については、当 ・元利均等または元金 ※毎月返済の場合は、 ※元利均等返済とは、	JAの支店窓 ≥均等返済(缶	ポロヘお問い合 手月返済、年2	わせくださ						
・元利均等または元金※毎月返済の場合は、	均等返済(毎	F月返済、年 2		٧١°					
※毎月返済の場合は、			回返済)						
	6ヵ月ごとの	44.4-8							
※元利均等返済とは、		特定月に返済	※毎月返済の場合は、6ヵ月ごとの特定月に返済金額を増額するボーナス併用返済も可能です。						
	毎回の返済額	頁(元金+利息)が一定金	金額とな	る返済方法	去です。			
※元金均等返済とは、	※元金均等返済とは、毎回の元金の返済額が一定で、元金残高に応じた利息の返済額が毎回変わるため、毎								
回の返済額(元金+利息)が異なる返済方法です。									
・原則としてご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)に第1順位の									
抵当権(又は根抵当	「権)を設定登	必記させていた	だきます。						
※当JA、保証機関が	必要と判断す	る場合には、	建物の火災	共済((保険) の付	†保確認および	質権設定をさ		
ていただくことがあ	ります。								
・当JAが指定する保	証機関(静岡]県農業信用基	金協会)の	保証を	ご利用いた	こだきますので	・、原則として		
証人は不要です。									
・保証料の支払い方法	には一括前払	ムい型と利息組	込み型があ	っります	0				
【一括前払い型】									
お借入時に一括し	て保証料をお	3支払いいただ	きます。((0.100%	6. 0. 150%	0. 200%, 0	. 250%)		
【お借入額 100	万円あたりの)一括支払保証	料(例)年	€ 0.150	%]				
お借入期間	10年	20年	30 年		35 年	40年	50年		
保証料	6,472 円	11,047円	14, 069 F	9 1	5, 136 円	15,948 円	17,049 円		
【利息組込み型】									
約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。									
なお、保証料は年 0.090%~0.200%です。									
・別途、50,000 円の一律保証料をお支払いいただきます。									
・当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。									
なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済(保険)の種類に									
よりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。									
団体信用生命共済(保険)名				加算利率					
団体信用生命共済(特約なし)				なし					
三大疾病保障特約付団体信用生命共済				年 0.100%					
長期継続入院特約付団体信用生命共済				年 0. 100%					
団体信用生命共済(連生)				年 0. 100%					
三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)				年 0. 200%					
がん保障特約付団体信用生命保険				年 0.100%					
がん保障特約付団体信用生命保険(連生)				年 0. 300%					
団体信用生命保険(ワイド)				年 0. 200%					
■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■									
あわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、借入利率に年0.30%が									
あわせて 19大疾病	預補償保険− に	- こ加入いだだ	ります。こ	- 小川川 に	-めにつ ()	よ、1百八和1半に	<u>- 十 U. 3U 70 // / / / / / / / / / / / / / / / / /</u>		
あわせて「9大疾症 加算されます。	「相償保険」 に	- こ加入いたに	りょす。こ	- 利用に	-めにつ(1	よ、恒八利率に	C+ 0. 30 70 // ³		
	抵当 J A 、 保 ス は ス は ス は に 表 は に な に な に な に な が 指 要 支 払 い に 入 A が ま か ま か は に 入 な が ま で な い に 入 な 期 料 し に 人 な 期 料 し に 入 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	抵当権(又は根抵当権)を設定登 ※当JA、保証機関が必要と判断す ていただくことがあります。 ・当JAが指定する保証機関(静岡 証人は不要です。 ・保証料の支払い方法には一括前払 【お借入額100万円あたりの お借入期間 10年 保証料 6,472円 【利息組込み型】 約定返済日の元利金返済にあれなお、保証料は年0.090%~0. ・別途、50,000円の一律保証料をおなお、共済(保険)掛金は当JA よりお借入利率は下表記載の加り は信用生命共済(特約付団体信用生命共済(連生) 三大疾病保障特約付団体信 団体信用生命保険(ワイカの保管を設定している。 がん保障特約付団体信用生命保険(ワイカの保管を設定している。	抵当権(又は根抵当権)を設定登記させていた ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、 でいただくことがあります。 ・当JAが指定する保証機関(静岡県農業信用基証人は不要です。 ・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組 【一括前払い型】 お借入額100万円あたりの一括支払保証 お借入期間 10年 20年 保証料 6,472円 11,047円 【利息組込み型】 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をなお、保証料は年0.090%~0.200%です。 ・別途、50,000円の一律保証料をお支払いいただ・当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずなお、共済(保険)排金は当JAが負担いたしよりお借入利率は下表記載の加算利率分高くな団体信用生命共済(保険)名団体信用生命共済(特約なし) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 長期継続入院特約付団体信用生命共済 (体験)名団体信用生命共済 (連生) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (本生) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (体験)がん保障特約付団体信用生命保険 (ずん保障特約付団体信用生命保険 (ずん保障特約付団体信用生命保険 (ずと)	抵当権(又は根抵当権)を設定登記させていただきます。 ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災 ていただくことがあります。 ・当JAが指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会)の 証人は不要です。 ・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があ 【一括前払い型】 お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。((抵当権(又は根抵当権)を設定登記させていただきます。 ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済(ていただくことがあります。 ・当JAが指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会)の保証を 証人は不要です。 ・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があります 【一括前払い型】 お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)年0.150 お借入期間 10年 20年 30年 (私借入期間 10年 20年 30年 (保証料 6,472円 11,047円 14,069円 1 (利息組込み型) 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきなお、保証料は年0.090%~0.200%です。 ・別途、50,000円の一律保証料をお支払いいただきます。 ・当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いたなお、共済(保険)排金は当JAが負担いたしますが、選択されよりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 団体信用生命共済(特約なし) なし 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.1 長期継続入院特約付団体信用生命共済 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生) 年0.2 「大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生) 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生) 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生) 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命秩険 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命保険 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命保険 年0.1 「大疾病保障特約付団体信用生命保険 年0.1 「対保障特約付団体信用生命保険 (連生) 年0.2 「対保障特約付団体信用生命保険 (連生) 年0.3	抵当権(又は根抵当権)を設定登記させていただきます。 ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済(保険)の作でいただくことがあります。 ・当JAが指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いた証人は不要です。 ・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があります。 【一括前払い型】 お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)年0.150%】 お借入期間 10年 20年 30年 35年 保証料 6,472円 11,047円 14,069円 15,136円 [利息組込み型] 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。なお、保証料は年0.090%~0.200%です。 ・別途、50,000円の一律保証料をお支払いいただきます。 ・当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。なお、共済(保険)掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信よりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 団体信用生命共済(特約なし) 三大疾病保障特約付団体信用生命共済 年0.100% 長期継続入院特約付団体信用生命共済 年0.100% 年0.100% 下分、保障特約付団体信用生命共済 年0.100% 日体信用生命共済(連生)年0.200% がん保障特約付団体信用生命保険 年0.100% 「三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)年0.200% がん保障特約付団体信用生命保険 年0.100% 日体信用生命保険 年0.100% 「一年0.200%」のよりに関する場合には関する場合に対している。 中の、100% 日本の保障特約付団体信用生命保険 「単生)年0.200% 「一年の、200%」のよりに対している。 中の、100% 「一年の、200%」のよりに対している。 中の、100% 「一年の、200%」のよりに対している。 中の、100% 「一年の、200%」のよりに対している。 中の、100% 「一年の、200%」 「日本信用生命保険」(単生)年0.300% 「国体信用生命保険」(可以の 100% 「一年の、200%」 「日本信用生命保険」(第生)年0.300% 「国体信用生命保険」(可以の 100% 「一年の、200%」 「日本に対している。 中の、200% 「日本信用生命保険」(第生)年0.300% 「国体信用生命保険」(可以の 100% 「一年の、200%」 「日本に対している。 中の、200% 「日本信用生命保険」(第生)年の、200% 「日本信用生命保険」(第生)年の、200% 「日本信用生命保険」(「日本に対している。 100% 「日本に対している。 100% 「日本に対し、対し、 100% 「日本に対し、 100% 「日本に対し、 100% 「日本に対し、 100% 「日本に対し、 100% 「日本に対し、 100% 「日本に対し、	抵当権(又は根抵当権)を設定登記させていただきます。 ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済(保険)の付保確認およびていただくことがあります。 ・当JAが指定する保証機関(静岡県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので証人は不要です。 ・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があります。 【一括前払い型】 お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。(0.100%、0.150%、0.200%、0 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料(例)年 0.150%】 「お借入期間 10年 20年 30年 35年 40年 保証料 6,472円 11,047円 14,069円 15,136円 15,948円 40年		

【全期間固定金利型 住宅ローン】

事務取扱手数料 33,000 円(税込)が必要となります。 ・ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の事務手数料が必要です。 全額繰上返済の場合…55,000円(税込) 手数料 一部繰上返済の場合…11,000円(税込)※JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は 5,500円(税込) ・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500円(税込)の条件変更手数料が 必要です。 • 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融共済 推進部 推進企画課(電話:053-476-3121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など 苦情処理措置 苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 および紛争解 · 紛争解決措置 決措置の内容 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争 の解決を図ることも可能です(JAバンク相談所を通じての利用となります。)ので、利用を希望される 場合は、上記金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。 審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住 宅の取得資金にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法適 用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 その他 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料(消費税等 含む)が必要です。 ・現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 ・1億円超のお借入れの場合は、ご選択いただける団体信用生命共済(保険)の種類が一部制限される ことがあります。 ・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の 債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

商品名	新築・購入コース(協同住宅ローン㈱保証)	借換コース(協同住宅ローン㈱保証)						
	・次の条件を満たし、当JAが指定する保証会社の保証が受けられる方。							
	・当JA地区内に在住または在勤の方で当JAの組合員の方。							
	(新たに組合員になる場合には、当JA所定の出資金をお預かりさせていただきます。)							
	・前年度税込み年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします。)。							
ビ紅田いただ	・勤続(または営業)年数が1年以上の方。							
ご利用いただ	・団体信用生命共済(保険)に加入できる方(共済(保険)掛金はJAが負担します。)。							
ける方	・お借入実行時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満で							
	あり、最終ご返済時の年齢が満80歳未満の方。 最終ご返済時の年齢が満80歳未満の大							
	・なお、最終ご返済時の年齢が満80歳以上の場合でも、ご本人と同居または同居予定の18歳以上の子供を							
	連帯債務者とすることによりお借入が可能となります。							
	・その他当JAが定める条件を満たしている方。							
	・連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。							
	・ご本人またはご家族が常時居住するための住宅	・ご本人またはご家族が常時居住するための住宅また						
	または住宅および土地を対象とし、次のいずれか	は住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当						
	に該当する場合とします。	する場合とします。						
	①住宅の新築。	①現在、他金融機関からの借入中の住宅資金のま						
	②土地の購入(2年以内に新築し、居住する予定	換資金とお借換えに伴う諸費用。						
	があること。)。	②お借換えとあわせた増改築・改装・補修のための						
	③新築、中古住宅(土地付住宅および分譲マン	費用(現在お借入中の住宅ローンに最低過去 3						
43/42 \ 7. 4	ションを含む。)の購入。	か月延滞等がないことが確認できる方が対象。)。						
お使いみち	④住宅の増改築、改装、補修。	③上記①・②の借入と併せた他金融機関等から借						
	⑤上記①~④の借入と合わせた金融機関等から	中の目的型ローン等の残債務の借換(以下「おる						
	借入中の目的型ローン等の残債務の借換(以下	とめ住宅ローン対応」という。)と借換に伴う話						
	「おまとめ住宅ローン対応」という。)。	費用。						
	⑥上記①~⑤に付随して発生する一切の費用。							
	・保証機関への保証料、長期火災共済(保険)掛金、							
	仲介料、登記手数料、不動産取得税、消費税も							
	あわせてお借入れいただけます。							
	・10 万円以上 20,000 万円以内とし、1 万円単位とします。							
	ただし、融資対象物件が共有の場合は、ご本人の持ち分比率の範囲内とします。							
	※ボーナス併用返済を行う場合							
お借入金額	ボーナス返済分のお借入金額は、お借入金額全体の 50%以内(1 万円単位)とします。							
	・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算上限額は、700 万円以内とし							
	ます。なお、住宅ローンの借入限度額については、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内と							
	し、加算する目的型ローン等の総額は、住宅部分に対する借入金額の2分の1以下とします。							
	・3 年以上 50 年以内とし、1 年単位とします。	・3年以上40年以内とし、1年単位とします。						
お借入期間	υ 〒外工 W 〒MF1C U、1 干平匹C Uより。	ただし、現在お借入中の住宅ローンの残存期間内						
心旧八別旧								
		とします。						

お借入利率		・固定金利型です。当初お借入利率が最終返済まで適用されます。 ・詳細については、当JAの支店窓口へお問い合わせください。							
ご返済方法	, ,	・元利均等または元金均等返済 ・毎月返済方式(6ヵ月ごとの特定月に返済金額を増額するボーナス併用返済も可能です。)							
担保	当格 ※ 当 J	・原則としてご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします。)に第一順位の抵 当権を設定登記させていただきます。 ※当JA、保証機関が必要と判断する場合には、建物の火災共済(保険)の付保確認および質権設定をさせ ていただくことがあります。							
保証		・当 J A が指定する保証機関(協同住宅ローン株式会社)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。							
保証料	・保証料の支払い方法には一括前払い型と利息組込み型があります。 【一括前払い型】 お借入時に一括して保証料をお支払いいただきます。(0.1%~0.4%) [お借入額1,000万円あたりの一括支払保証料(例)保証料率0.2%]								
	_	お借入期間 	10年 85,450円	20 年 148, 380 円	30年 191,370		35 年 206, 140 円	40 年 217, 580 円	50年 232,710円
	【利息組込み型】 お支払いいただく金利の中から保証機関へ支払います。お借入金利が年 0.1~0.4%高くなります。								
	・当 J A所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済(保険)掛金は当 J Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済(保険)の種類に よりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。								
	団体信用生命共済(保険)名				加算利率				
団体信用生命	団体信用生命共済(特約なし)				なし				
□ 本 旧	三大疾病保障特約付団体信用生命共済				年 0.100%				
(保険)	長期継続入院特約付団体信用生命共済				年 0. 100%				
		団体信用生命共済 (連生)				年 0. 100%			
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)				年 0. 200%				
	がん保障特約付団体信用生命保険				年 0. 100%				
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)				年 0. 300%				
	団体信用生命保険(ワイド) 年 0.200% 年 0.200%								
9 大疾病補償	・ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、借入利率に年0.30%が								
保険	加算されます。								
	AH界で4vより。								

【主期间固定金	が主 圧さ	といめ供依長来随内組合					
手数料	保証会社	・保証事務取扱手数料 33,000 円 (税込) が必要になります。 ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、次の事務手数料が必要です。 ・全額繰上返済の場合…11,000 円 (税込) ・一部繰上返済の場合…5,500 円 (税込) ・事務取扱手数料 33,000 円 (税込) が必要となります。 ・ご融資後に、全額または一部繰上返済を行う際には、の事務手数料 (消費税込み) が必要です。 全額繰上返済の場合…55,000 円 (税込)					
	J A	一部繰上返済の場合…11,000 円 (税込) ※JAネットバンクによる一部繰上返済の場合は5,500 円 (税込) ・ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は5,500 円 (税込) の条件変更手数料が必要です。					
苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融共済推進 部 推進企画課(電話:053-476-3121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等 に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です(JAバンク相談所を通じての利用となります。)ので、利用を希望される場合は、上記金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。						
その他	 れる場合は、上記金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ・お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ・おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が含まれるため、民事再生法が用時に住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ・抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となります。 ・書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。 ・書面契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料(消費税等含む)が必要です。 ・現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 ・1億円超のお借入れの場合は、ご選択いただける団体信用生命共済(保険)の種類が一部制限されることがあります。 ・連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。 詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。 						